

# 国有財産の管理におけるトレードオフの調整 ～加茂港の緑地敷きの用途廃止～

酒田港湾事務所 補償調整官 加藤 美佐子  
品質管理課 ○姉崎 貴人

## 1 はじめに

本件は、地方港湾加茂港において、地域のニーズに配慮しながら適切な港湾管理を実現するために、国と港湾管理者の県が協同で行った国有港湾施設の用途廃止にかかる取り組みについて報告するものである。

## 2 経緯及び当該港湾施設の現況

### 2. 1 加茂水族館のリニューアルに向けた周辺整備の開始

加茂港は山形県鶴岡市の北西部に位置しており、天然の良港として発展し、江戸時代には庄内の一大門戸として栄えた港である。現在は、主に地域の水産業の拠点として、また、山形県の海洋研究・海洋教育の拠点として重要な役割を担っている。

その中でも、近年知名度が上昇しているのが「世界一のクラゲ水族館」としてギネスブックにも登録された鶴岡市立加茂水族館（以下、水族館という。）である。



加茂港（提供：山形県）

水族館は過去最高の年間来館者数を更新しており、更なる飛躍を目指して平成26年6月のリニューアルオープンに向け、平成24年度より改築工事が開始された。

水族館への来館手段は主にマイカーによるものであるが、改築後は現在の約3倍となる施設面積の増加により、敷地内の駐車可能台数が減少することから、水族館と隣接する港湾施設（加茂緑地）の敷地を駐車場に利用したいとして、地元自治体の鶴岡市から港湾管理者である山形県（以下、県という。）へ強い要望があった。

県は、マイカー来館者用の駐車場確保が実現不可能となった場合は、地域活性化を期待する関係者を落胆させる結果を招き、加茂港の発展を著しく損なう恐れがあると判断し、港湾施設のあり方について、加茂緑地の国有地部分を所管する酒田港湾事務所（以下、当事務所という。）へ相談を寄せた。



新加茂水族館イメージ（提供：鶴岡市）

## 2. 2加茂緑地の現況

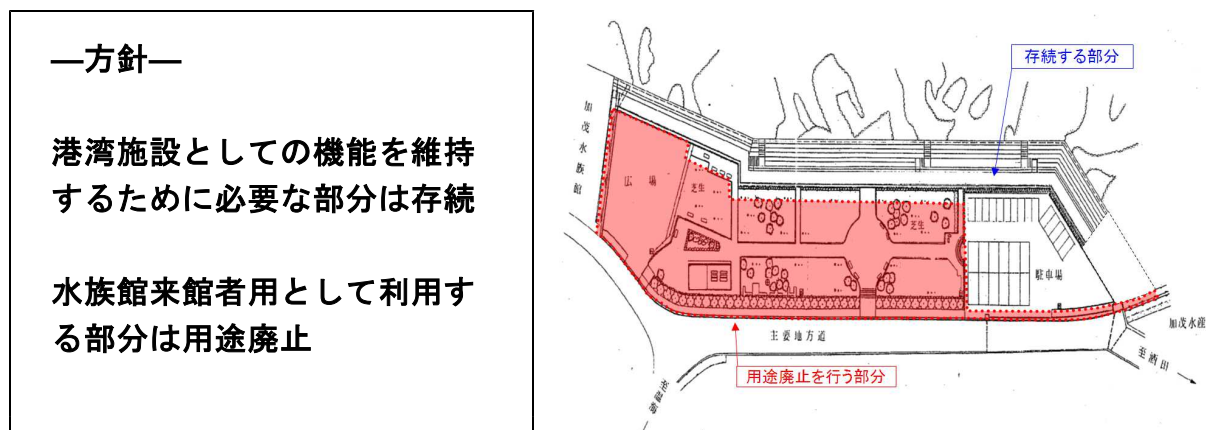
加茂緑地は、国有地と県有地が混在する敷地から構成されており、旧運輸省補助事業による工作物（護岸・緑地（植栽及び広場）・駐車場・歩道）の設置を行い昭和51年に完成したものである。国有地部分は、昭和50年4月25日に国と県との間で港湾法に基づく管理委託契約を締結し（緑地敷2,450㎡）現在に至る。また、国有地部分と県有地の一部は未登記であった。



## 3 処理方針の策定と課題の整理

### 3. 1用途廃止範囲の決定

加茂緑地は、多数の来訪者に利用され、港湾の利活用に資する施設である。一方、水族館建設がもたらす港湾活性化実現のため、加茂緑地から水族館駐車場への転用が必要不可欠となる、いわゆるトレードオフ※の状態となった。このため、加茂緑地の存続について県に意向を確認したところ「周辺環境との調和を図るため、一部を引き続き港湾施設として維持したい」とのことであった。そこで、以下の方針によりトレードオフの調整を図り、課題を整理のうえ当事務所と県の協同により作業を進めて行くこととなった。

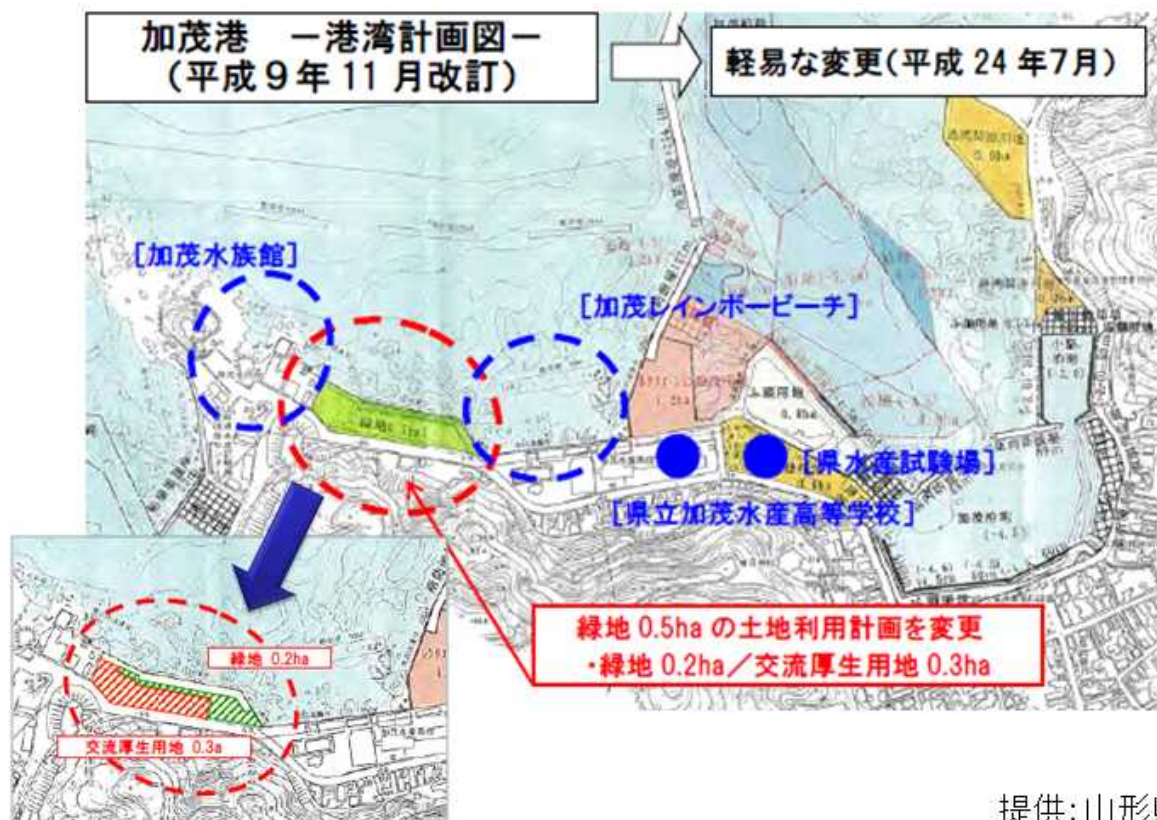


※トレードオフ：一方を追求すれば他方を犠牲にせざるを得ないという状態・関係

### 3. 2 港湾計画の変更

加茂緑地は港湾法における港湾計画上「緑地」として指定されており、加茂水族館の関連用地として利用する場合は、港湾計画の変更を行う必要があった。

平成24年7月に山形県地方港湾審議会を開催し、港湾施設の用途廃止予定範囲を水族館関連施設が整備可能となる「交流厚生用地」に変更することが了承された。



### 3. 3 工作物の処分

旧運輸省補助事業により整備された工作物については、用途廃止に伴い撤去及び処分を行う必要があることから、「港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認定基準について」に基づき、県から国土交通大臣に対して申請を行い平成25年1月までに認可を受けた。

### 3. 4 土地の登記

国有地の全部と県有地の一部が未登記状態であったため、境界確認と測量を行い、当事務所及び県の各々が平成24年12月に法務省山形地方法務局に対して登記嘱託を行い表題及び所有権登記を完了した。

### 3. 5 用途廃止後における国有財産の引継ぎ

用途廃止しようとする国有地は、県が主体的に維持管理をしてきた経緯があるが、一般会計所属財産であるため、国有財産法の規定により、用途廃止後は普通財産として財務省への引継が生じ、東北地方整備局からは直接県や鶴岡市に譲与することはできない。

よって、事前に以下のことについて、財務省から了承を得る必要が生じた。

- 1) 財務省から県に対する土地の譲与
- 2) 県が譲与を受けた土地について鶴岡市と調整する方針

その後、財務省東北財務局山形財務事務所との調整において、3. 2から3. 4 4で述べた課題の解決を前提に了承が得られた。

#### 4 用途廃止手続及び廃止後の国有財産処理関係

平成25年2月には全ての事前調整が完了し、県から当局に対して国有港湾施設（緑地敷985.03㎡）の用途廃止申請が提出され、当局において用途廃止決定がなされた。

平成25年3月、東北地方整備局から財務省への国有財産引継の手続きが行われ、同時期に県から財務省に対する国有財産譲与申請に基づき、平成25年4月に正式に県有地となった。現在は、土地の譲与を受けた県と鶴岡市の間で水族館リニューアル計画に沿った駐車場整備を進めているところである。

(参考)

##### ○実施スケジュール

平成24年6月までに事務処理方針を決定後、実施した主な手続きを以下のとおり示す。

項目	平成24年						平成25年			備考		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
港湾計画変更 軽易な変更	地方港湾審議会の開催 (山形県)	●										
	港湾施設の概要について公示 (山形県)		●									山形県公報に告示
未登記土地関係	測量による面積確定 境界確認及び承諾書作成		■	■	●	■						
	嘱託登記 (東北地方整備局・山形県 →山形地方法務局)						●					表題登記・所有権保存登記
国庫補助金関係	財産処分報告【緑地部分】 (山形県→国土交通大臣)						●	●				用途廃止申請時までには不用となる工作物を撤去するため
	財産処分申請【歩道部分】 (山形県→国土交通大臣)						●	●				山形県から現案のまま道路管理者・鶴岡市へ譲渡するため
港湾施設用途廃止・国有財産異動関係	港湾施設用途廃止申請 (山形県→東北地方整備局)								●	●		申請廃止決定
	国有港湾施設管理委託契約の変更通知 (東北地方整備局→山形県)									●		用途廃止後の残存港湾施設について、新たに管理委託契約を締結
	用途廃止後の財産引継 (東北地方整備局→山形財務事務所)									●	●	用途廃止後の土地が一般会計所属の財産であるため、国有財産法の規定により、財務省へ引継
	国有地の譲与申請 (山形県→山形財務事務所)										●	H25.4に山形県へ譲与を完了 以後、山形県と鶴岡市にて整備に向けた協議

関係機関 (国) 国土交通省港湾局、東北地方整備局港湾空港部、酒田港湾事 (山形県) 県土整備部空港港湾課、庄内総合支庁、港湾事務所  
財務省東北財務局山形財務事務所 (鶴岡市) 観光物産課  
財務省山形地方法務局鶴岡支局

#### 5 終わりに

加茂緑地は、多くの港湾来訪者が利用する公共性の高い港湾施設としての目的に変わりはない。しかしながら、地域が求める要望を実現するには、港湾管理者が港湾法令の趣旨に合致した港湾管理を継続しつつ、港湾地域全体の活性化に繋がるような港湾施設のあり方について整理する必要があった。

国の立場から「港湾管理者が地域ニーズに配慮しながら、適切な港湾管理を実現する」ため取り組んだ本件が、今後の参考となれば幸いである。